

三重県社会福祉法人地域公益活動 実施要綱

(目的)

第1条 多様な福祉制度が進展してきた中においても、既存の制度では支援が受けられない、あるいは制度の狭間にあつて支援が受けられない方が増加し、深刻化をしている。これらの「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方を支援するために、三重県内の社会福祉法人が協働して地域公益活動としての支援事業を実施し、社会福祉法人としての社会的使命を果たしていくことを目的とする。

(事業名称)

第2条 この事業の名称は、「みえ福祉の『わ』創造事業」とする。

(実施主体)

第3条 この事業は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及びみえ福祉の「わ」創造事業の趣旨に賛同し参画する社会福祉法人（以下「参画法人」という。）の協働の事業として実施するものとする。

(みえ福祉の「わ」創造事業への参画)

第4条 みえ福祉の「わ」創造事業の趣旨に賛同し参画しようとする社会福祉法人は、県社協会長が別に定める参画申込書を提出するものとする。

- 2 参画法人は、みえ福祉の「わ」創造事業の実施にあたり、相互に協力して事業に取り組むものとする。
- 3 参画法人は、県社協会長が別に定める脱退届を提出することにより、任意に脱退することができる。

(活動)

第5条 県社協及び参画法人は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 参画法人の拡大及び基金の拡充。
- (2) 「制度の狭間」から生じる生活課題に対する事業の開発と実践。
- (3) 各社会福祉法人の地域における公益的な取り組み内容を収集、整理し、周知広報。
- (4) 制度の充実に向けた、国、県、市町への提言。
- (5) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動。

(基金の設置等)

第6条 みえ福祉の「わ」創造事業を実施するため、県社協にみえ福祉の「わ」創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの拠出金、その他の寄附金等をもって充てる。
- 3 社会福祉法人からの拠出金については、1口1万円とする。各年度の拠出金口数は参画法人が任意で拠出するものとする。
- 4 みえ福祉の「わ」創造事業の実施に要する経費は、基金を充てるものとする。
- 5 基金は県社協の一般会計において、明確に分けて管理するものとする。

(みえ福祉の「わ」創造事業運営委員会の設置)

第7条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、みえ福祉の「わ」創造事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。

- 2 事業運営委員会は20名以内の委員で構成し、参画社会福祉法人の役職員、その他必要と認められる者のうちから、県社協会長が委嘱する。
- 3 事業運営委員会には委員長1名、副委員長3名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故ある時は、副委員長が、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 事業運営委員会は、第5条の活動内容の検討及び検証を行う。
- 7 事業運営委員会には、みえ福祉の「わ」創造事業についての助言を得るため、必要に応じて有識者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 事業運営委員会の事務局は、県社協に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、みえ福祉の「わ」創造事業の運営に必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。